

環境税の法的位置付けについて

2012年6月1日

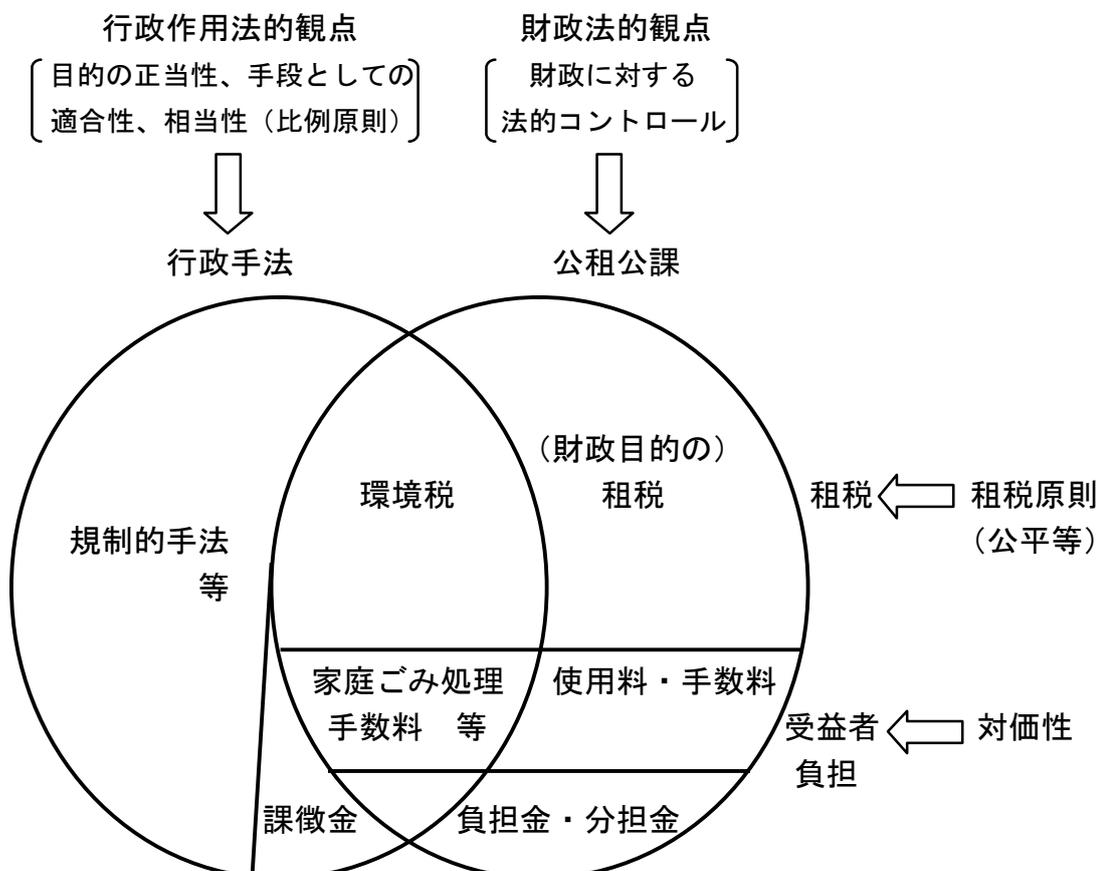
東北大学大学院法学研究科教授

中原 茂樹

1. 環境税の二面性：環境負荷抑制のための誘導手法（行政手法）としての側面と、租税としての側面

⇒法的観点からは、行政手法としての正当化（目的の正当性、手段としての適合性、相当性＝比例原則）と、租税としての正当化という、「二重の正当化」が必要であり、両者の関係が問題となる。

なお、租税として正当化されなくても、租税以外の公課、すなわち**使用料・手数料、負担金・分担金**等（これらは、**受益**に着目して課される点で、**担税力**に応じて課される租税と区別される）として正当化されることがありうる。さらに、上記のいずれの категорияにもあてはまらなくても、**課徴金**（財政目的を有さず、もっぱら一定の行為を抑止することを目的とする金銭賦課）として正当化される可能性が問題となる。



2. 租税としての正当化

(1) 誘導目的と財政目的との関係

環境への負荷の抑制という誘導目的で租税を課すことは、財政収入を得るという租税本来の目的に反するのではないか。

⇒ 税収を全くもたらさないほど強い抑止作用を及ぼすのでない限り、財政目的がないとはいえず、租税に該当すると解される。

(2) 汚染者負担原則と租税公平主義との関係

租税公平主義は、「担税力に応じた課税」および租税の「公平」ないし「中立性」を要請するとされる。

環境への負荷を抑制するため、課税によって、環境利用による利益を徴収し、または環境コストを原因者に負担させることは、担税力に応じた課税の原則に反するか。

⇒ ・ 所得税や消費税など、担税力に着目して課されている租税について、環境への負荷の低減を誘導するために重課または軽課を行うことは許される（これに対し、環境負荷行為のみに着目した金銭賦課は、租税以外の公課によるべき）という考え方

・ 環境を利用する行為そのものに担税力が認められるという考え方？

(3) 行政主体間（国と地方公共団体との間等）での権限配分との関係

租税を用いる場合は、行政主体間での課税権限の配分に従わなければならない。

⇒ 租税以外の公課や課徴金を用いる場合には、別途、それぞれについての権限配分が問題となる。

3. 課税目的の明確化（行政手法としての正当化）

税目の名称等において環境負荷の抑制という課税目的を明確にすることが、行政手法としての法的評価（目的の正当性、手段としての適合性、相当性＝比例原則）において重要な意味を有すると考えられる。また、アナウンスメント効果を発揮するうえでも重要である。

4. 税収の使途

誘導目的の税は、税収確保を目的とするものではないから、そこから得られた税収について、法的には、特定の使途に用いるべしとの要請は当然には導かれない。

他方、「環境対策の手法としての正当化」の観点からは、課税のみでは環境負荷を低減させる誘因として十分でない場合に、環境対策の実効性を上げるため、税収を環境対策の補助金等に充てるべきであるという考え方もありうると思われる。

5. 軽減措置の問題

- ・ 租税としての公平性の評価
- ・ 環境負荷抑制のための行政手法としての評価（手段としての適合性、相当性がどの程度損なわれるか）